明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［削る］

（統括教授の職務）

第二百五条　［略］

［削る］

［削る］

（統計研究研修所の職員）

第二百六条　［略］

［２～５　略］

６　客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百五条第三号に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

［７～９　略］

［削る］

（総合通信調整官）

第二百七十二条の二　総合通信局に、それぞれ総合通信調整官二人を置く。

２　総合通信調整官は、命を受けて、総合通信局の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（総務部に置く課）

第二百七十九条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

［財務課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）］

［企画課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）］

［削る］

（総務課の所掌事務）

第二百八十条　［略］

［一～五　略］

［削る］

［削る］

六　総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

（研修企画課の所掌事務）

第二百条　研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研修に関する計画の作成に関すること。

二　前号に掲げる計画の実施に関すること。

三　研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。

四　学籍簿の作成及び保管に関すること。

五　研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。

六　統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。

（新規情報活用技術研究官の職務）

第二百一条　新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の研究をつかさどる。

（統括教授の職務）

第二百二条　［同上］

第二百三条　削除

第二百四条　削除

（統計研究研修所の職員）

第二百五条　［同上］

［２～５　同上］

６　客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百二条第三号に掲げる事務を助ける。

［一・二　略］

［７～９　同上］

第二百六条　削除

［新設］

（総務部に置く課等）

第二百七十九条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

［財務課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）］

２　前項に掲げる課のほか、各総合通信局にそれぞれ信書便監理官一人を、関東総合通信局に信書便主任専門官四人を、近畿総合通信局に信書便主任専門官二人を、東北総合通信局、東海総合通信局及び九州総合通信局にそれぞれ信書便主任専門官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二百八十条　［同上］

［一～五　同上］

六　情報の公開に関すること。

七　総合通信局の保有する個人情報の保護に関すること。

八　総合調整に関すること。